

内装制限 (出題年度別)

内装制限

令128条の4 (制限を受ける特殊建築物)

表以外のもの → 表のものは制限を受ける → 仕上げる法

項目	建築物の種類	令128条の5	居室	通路等	備考
1項 一号	一定規模以外の特殊建築物 法別表第1(1)(2)(4)項	1項	難燃	準不燃	3階以上の居室の天井は準不燃
二号	自動車車庫 自動車修理工場	2項	準不燃	準不燃	
三号	地階の特殊建築物 法別表第1(1)(2)(4)項	3項	準不燃	準不燃	
2項	階数3以上: 500m ² 超	4項	難燃	準不燃	
3項	階数2: 1000m ² 超 階数1: 3000m ² 超		難燃	準不燃	
4項	火気使用室 住宅: 最上階以外の階 非住宅: 全て	6項	準不燃		主要構造部は耐火構造としたものを除く
令128条の3の2	無窓居室	5項	準不燃	準不燃	
	※ 1.2m以下の腰壁部分を除く	7項	床面積, 天井の高さ, 消火設備 排煙設備等(25) 大臣が定める ものについては, 仕上げる法を受ける		

[No. 9] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。

1. 内装の制限を受ける地上2階建ての有料老人ホームの寝室において、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした。
2. 耐火建築物である延べ面積750m²、地上3階建ての図書館において、3階部分にあるレファレンスルームの壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした。
3. 主要構造部を耐火構造とした延べ面積300m²、地上3階建ての事務所兼用住宅において、2階に設ける火を使用する調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした。
4. 内装の制限を受ける地上2階建ての病院において、当該用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした。

令和5年 No.9 内装制限

ものについては、仕上の制限を受ける

No.1 2階建て 有料老人ホームの寝室 法別表1 (2)項
全128条の5 1項、4項 ㊗ 難燃材料

No.2 3階建て 耐火建築物、750m² 図書館 法別表1 (3)項
全128条の4 2項 → 全128条の5 4項 ㊗ 難燃材料

No.3 主要構造部 耐火構造 300m² 3階建て 事務所兼用住宅 2階に設ける 火気使用室
全128条の4 第4項 → 全128条の4 2項に該当しない
主要構造部を耐火構造としたものを除く ㊗ 内装制限適用除外

No.4 2階建て 病院の通路 法別表1 (2)項
全128条の5 1項、4項 ㊗ 準不燃材料

令和3年

〔No. 7〕主要構造部を耐火構造とした耐火建築物に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。

1. 地階に設ける劇場の客席及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
2. 各階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられた地上 20 階建ての共同住宅において、特別避難階段の階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を準不燃材料で造った。
3. 延べ面積 600 m²、地上 3 階建ての図書館において、3 階部分にある図書室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
4. 延べ面積 1,500 m²、地上 3 階建ての物品販売業を営む店舗において、避難階である 1 階からその直上階のみに通ずる吹抜きについて、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造ったので、吹抜きとなっている部分以外の部分との防火区画を行わなかった。

令和3年 No. 7 内装制限, 防火区画

101. 地階 劇場の客席 地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁、天井
全128条の4 12項 3号 → 全128条の5 3項 → 全128条の5 12項 2号より 準不燃材料
102. 特別避難階段
全128条3項 4号より 仕上げ、下地は 不燃材料
103. 600m² 3階建て図書館 法別表1 (3)項 → 全128条の4 12項 1号に該当
→ 全128条の4 2項 → 全128条の5 4項 1号より 難燃材料
104. 防火区画, 堅穴区画
全112条 11項 1号に該当より 不燃材料 → 防火区画不要

[No. 7] 主要構造部を耐火構造とした耐火建築物に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の「制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。

1. 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の用途を変更し、新たに火を使用する調理室を設けた飲食店とする場合に、その調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
2. 延べ面積 200 m²、地上 3 階建ての一戸建ての住宅において、1 階に設ける火を使用する調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした。
3. 延べ面積 10,000 m²、高さ 60 m、地上 15 階建ての事務所において、非常用エレベーターの乗降ロビーの天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、その下地を準不燃材料で造った。
4. 地階に設ける集会場の客席及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。

令和1年10月 内装制限 主要構造部を耐火構造

101. 火気使用室の壁、天井 準不燃材料
→ 合128条の4 4項 (主要構造部耐火構造に除く) → 内装制限を受ける → 適合
→ 合128条の5 6項 → 合128条の5 1項 = 号 準不燃材料

102. 200m² 3階建て住宅 (1階に設ける火気使用室の壁、天井) 不燃、準不燃、難燃材料以外
→ 合128条の4 4項 (主要構造部耐火構造に除く) → 適合

103. 非常用エレベーターの乗降ロビーの天井、壁 準不燃材料
合129条の13の3 3項 5号 → 不燃材料 → 適合(24)

104. 地階 集会場 別表1(1)項の通路の壁、天井 準不燃材料
合128条の4 1項 3号 → 合128条の5 3項 → 合128条の5 1項 = 号 準不燃材料 → 適合

平成30年

[No. 7] 「特殊建築物等の内装」の制限に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の「制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性は行われていないものとする。

- ① ~~地階に設ける飲食店において、床面積の合計が80m²の客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。~~
- ② 耐火建築物である地上2階建ての物品販売業を営む店舗において、各階の当該用途に供する部分の床面積の合計をそれぞれ600m²としたので、各階の売場の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
600x2=1200
- ③ 耐火建築物である延べ面積700m²、地上3階建ての図書館において、3階部分にある図書室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
今の8条の42項目
- ④ 耐火建築物である地上2階建ての劇場において、客席の床面積の合計を500m²としたので、客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。

平成29年

[No. 7] 「特殊建築物等の内装」の制限に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、主要構造部を耐火構造とした耐火建築物であり、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の「制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

- 1. 延べ面積3,000m²、地上3階建ての物品販売業を営む店舗(当該用途に供する3階の床面積が1,000m²)において、当該用途に供する居室の壁の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
- ② ~~延べ面積300m²、平家建ての自動車修理工場において、当該用途に供する部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。~~
- ③ 延べ面積1,200m²、高さ12m、地上3階建ての有料老人ホーム(当該用途に供する3階の床面積が400m²)において、100m²ごとに耐火構造とした床、壁及び所定の防火設備で区画された3階の居室の天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした。
今の128条の41項目と今の128条の51項目の間に書くと済く
- ④ 延べ面積1,800m²、地上3階建ての事務所(当該用途に供する3階の床面積が600m²)において、当該用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
今の128条の42項目 → 今の128条の54項目の下に書くと済く

〔No. 1〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 土地に定着する観覧のための工作物は、屋根を有しないものであっても、「建築物」に該当する。
2. 幼保連携型認定こども園は、「特殊建築物」に該当する。
3. 鉄筋コンクリート造、地上3階建ての共同住宅における2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程は、「特定工程」に該当する。
4. 火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する防火戸は、「建築設備」に該当する。

〔No. 2〕 面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物については、その端から水平距離1m以内の部分の水平投影面積は、建築面積に算入しない。
2. 建築物の宅配ボックス設置部分の床面積は、当該建築物の各階の床面積の合計の1/100を限度として、当該建築物の建築基準法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積（建築物の容積率の最低限度に関する規制に係るものを除く。）に算入しない。
3. 建築物の屋上部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以下の塔屋において、その一部に休憩室を設けたものは、当該建築物の階数に算入する。
4. 避雷設備の設置の必要性を検討するに当たっての建築物の高さの算定において、階段室、昇降機塔等の建築物の屋上部分で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合、その部分の高さは、12mまでは当該建築物の高さに算入しない。

〔No. 3〕 準防火地域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積100m²、平家建ての一戸建ての住宅における、床面積8m²の増築
2. 木造、高さ8m、地上2階建ての飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が300m²のものにおける、屋根の過半の模様替
3. 第一種住居地域内にある鉄筋コンクリート造、延べ面積2,000m²、地上2階建ての水泳場の、体育館への用途の変更（大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの）
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積300m²、地上3階建ての事務所内における、エレベーターの設置